

## 動物等管理委員会規則

平成3年7月1日

一部改正：平成14年4月1日

一部改正：平成19年8月29日

(適用は同年4月2日)

一部改正：平成22年4月1日

一部改正：平成30年4月1日

一部改正：平成31年4月1日

一部改正：令和3年12月16日

(目的)

**第1条** この規則は、動物愛護の精神の下、動物医薬品検査所における動物用医薬品の検定・検査及び調査・研究に必要な実験動物等に関連した業務を適正に遂行するために動物管理等運営規程に基づき当所に設置した動物等管理委員会（以下、「委員会」という。）について、効率的な運営を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の責務)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 動物実験計画及び実施状況に関する事項
- 二 飼養管理業務及び廃棄物等の処理業務に関する事項
- 三 動物の飼育実験施設並びに排水、動物の死体及びその他の破棄物等の処理に関連する施設の管理運営上の事項
- 四 前号の施設の整備、動物の購入、飼養管理、廃棄物等の処理及び動物実験に伴う人・動物双方にわたる安全対策、消毒法等の一般的な基準並びに要領等の整備及び改廃に関する事項
- 五 動物管理等運営規程（以下、「規程」という。）の改廃に関する事項
- 六 動物実験の実施に関する透明性を確保するために必要な事項
- 七 その他第1条の目的を達成するために必要な事項

2 規程第4条第7項で規定する教育訓練を実施する。

3 規程第4条第8項で規定する点検又は評価を実施する。このため、委員会は、職員等に、点検・評価のための資料を提出させることができる。また、必要に応じて、承認された動物実験の実施状況を調査することができる。

4 規程第4条第8項で規定する当所以外の者による検証を受ける際の窓口対応を行う。

5 本条第1項から第4項の責務を実施した場合、所長へ報告を行う。

(構成)

**第3条** 委員会の委員は、検査第一部長を委員長とし、副委員長（実験動物管理者とする。）1名、庶務課情報公開担当者1名、会計課用度担当者1名、作業責任者1名、副作業責任者1名及び動物実験経験者3名とする。

2 委員のうち、動物実験経験者3名は検査第一部長が検査第一部に所属する者から2名、検査第二部長が検査第二部に所属する者から1名、それぞれ次に掲げる号のいずれかに該当する者を推薦し、所長が任命する。

- 一 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- 二 実験動物に関して優れた識見を有する者
- 三 その他学識経験を有する者

3 前項により選ばれた委員の任期は2年間とする。当該委員の欠員補充のため選ばれた委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

**第4条** 委員会は、委員長が必要と認めた場合に委員長が召集する。なお、委員長は、必要があると認める場合は、書面その他の方法により議事を開き、議決を行うことができる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が参加しなければ議事を開き、議決を行うことができない。

3 委員会の議決は、参加した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長が不参加の場合は、副委員長がその職務を行う。

5 委員会は、動物実験責任者、動物実験実施者並びに実験動物の飼育管理を行う者から、審議に必要な資料を提出させることができる。

6 委員会は、審議結果を速やかに所長に報告しなければならない。

7 委員会は、所長に提出された動物実験実施報告書及びその他関連資料に基づき、年1回、動物管理等運営規程への適合性を審査し、その審査結果を動物実験に関する自己点検・評価書により所長に報告しなければならない。

(動物実験計画審査会の設置)

**第5条** 委員長は、所長から諮問のあった動物実験計画及び実施状況に関する事項の審議の場合には、委員会の委員のうち副委員長、庶務課情報公開担当者及び動物実験経験者3名から構成する動物実験計画審査会（以下「審査会」という。）を開催し、その議決をもって委員会の議決とすることができる。なお、委員長は、必要があると認める場合は、書面その他の方法により議事を開き、議決を行うことができる。

- 2 審査会は、審査会の委員の3分の2以上が参加しなければ議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 審査会の議決は、参加した審査会の委員の過半数で決する。
- 4 委員長が不在の場合は、副委員長がその職務を行う。
- 5 審査会の委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に参画してはならない。
- 6 審査会の委員以外の委員会の委員は、出席し、意見を述べることはできるが、議決に参加することはできない。
- 7 審査会の審議結果を委員会の委員と共有する。

(事務局)

- 第6条** 委員会の事務局は、副委員長(事務局長)と会計課用度担当者とする。
- 2 事務局は、委員会及び審査会の議事概要を作成する。

(文書の保管)

- 第7条** 事務局は、動物実験計画に関する文書を動物実験終了届の受理から3年間保管するとともに、委員会及び審査会の議事概要を3年間保管する。

(改廃)

- 第8条** この規則の改廃は、委員会の審議を経て、所長が決定する。

**附 則** (平成22年4月1日一部改正)

平成22年3月31日現在、第4条第1項の委員については、第2項の規定にかかわらず、その任期を平成22年3月31日までとする。

**附 則** (平成30年4月1日一部改正)

本規則の施行と同日付けで動物実験計画審査委員会規則(平成17年12月1日施行)を廃止する。また、平成30年3月31日現在、旧動物等管理委員会規則第4条第2項により選ばれた委員については、その任期を平成30年3月31日までとする。